

報酬改定額と上乘せ方法（県内他市状況）

自治体名	改定前 基本報酬額	改定後基本報酬額	上乘せ方法
鉾田市	会長72,000円 代理58,000円 委員55,000円 委員定数 34人	会長72,000円 代理58,000円 委員55,000円 推進委員25,000円 委員定数 24人 推進委員定数 36人	規則により上乘せ 【活動】活動日数総計（農業委員合計と推進委員合計）を農業委員日数と推進委員日数の割合を出し、交付金を農業委員分と推進委員分に分ける。（例 農業委員30%・推進委員70%）その配分額から活動額（1,350円）を活動日数ごとに委員に配分する。 【成果】活動割交付金を活動日数により活動分として配分した残りを成果分として全委員に均等配分する。
茨城町	会長66,000円 代理59,000円 委員57,000円 委員定数 15人	会長66,000円 代理59,000円 委員57,000円 推進委員25,000円 委員定数 15人 推進委員定数 10人	規則は定めていない 活動内容に関わらず、全委員に均等配分
潮来市	会長64,500円 代理55,400円 委員53,100円 委員定数 18人	会長64,500円 代理55,400円 委員53,100円 推進委員53,100円 委員定数 12人 推進委員定数 6人	報酬を上乘せできる条例を定めていないため、上乘せ分を支給していない。
神栖市	会長65,000円 代理58,000円 委員53,000円 委員定数 23人	会長65,000円 代理58,000円 委員53,000円 推進委員45,000円 委員定数 19人 推進委員定数 15人	報酬を上乘せできる条例を定めていないため、上乘せ分を支給していない。
日立市	会長70,000円 代理60,000円 委員55,000円 委員定数 24人	会長70,000円 代理60,000円 委員55,000円 推進委員50,000円 委員定数 14人 推進委員定数 11人	報酬を上乘せできる条例を定めていないため、上乘せ分を支給していない。
常陸太田市	会長45,000円 代理42,000円 委員40,000円 委員定数 24人	会長45,000円 代理42,000円 委員40,000円 推進委員20,000円 委員定数 19人 推進委員定数 40人	報酬を上乘せできる条例を定めていないため、上乘せ分を支給していない。

報酬改定額と上乘せ方法(県内他市状況)

自治体名	改定前 基本報酬額	改定後基本報酬額	上乘せ方法
笠間市	会長46,000円 代理42,500円 委員40,000円 委員定数 29人	会長46,000円 代理42,500円 委員40,000円 推進委員25,000円 委員定数 19人 推進委員定数 26人	規則により上乘せ 新制度移行による委員報酬増加分を報酬に充当し、残額を成果実績と併せ、活動日数により配分。
小美玉市	会長54,000円 代理51,500円 委員48,700円 委員定数 27人	会長54,000円 代理51,500円 委員48,700円 推進委員35,000円 委員定数 24人 推進委員定数 68人	規則は定めていない 活動内容に関わらず、全委員に均等配分
那珂市	会長48,600円 代理42,300円 委員37,000円 委員定数 22人	会長48,600円 代理42,300円 委員37,000円 推進委員34,000円 委員定数 19人 推進委員定数 16人	規則により上乘せ 当該年度の農地利用最適化交付金の交付額を当該年度の委員全体の農地利用最適化に係る延べ日数で除して、1日につき支払う報酬を決め、各委員の活動日数に応じて支払う(平成27年度の市町村負担額+当年度の農業委員会交付金+当年度の農地利用最適化交付金の合計額が、当該年度の報酬総額を上回った場合に上回った分を支給する)。
東海村	会長45,000円 代理40,000円 委員37,000円 委員定数 16人	会長45,000円 代理40,000円 委員37,000円 推進委員35,000円 委員定数 14人 推進委員定数 6人	規則により上乘せ 活動実績と成果実績を合計(最適化交付金)を委員の延べ活動日数で割って1日あたりの単位をだし、個人の活動日数を乗じてお支払いしている。
太子町	会長51,000円 代理42,000円 委員34,000円 委員定数 20人	会長51,000円 代理42,000円 委員34,000円 推進委員20,000円 委員定数 12人 推進委員定数 16人	報酬を上乘せできる条例を定めていないため、上乘せ分を支給していない。
境町	会長45,000円 代理39,000円 委員37,000円 委員定数 16人	会長45,000円 代理39,000円 委員37,000円 推進委員20,000円 委員定数 11人 推進委員定数 5人	規則は定めていない 活動内容に関わらず、全委員に均等配分

報酬改定額と上乘せ方法（県内他市状況）

自治体名	改定前 基本報酬額	改定後基本報酬額	上乘せ方法
水戸市	会長85,000円 代理70,000円 委員62,000円 委員定数 35人	会長85,000円 代理70,000円 委員62,000円 推進委員45,000円 委員定数 24人 推進委員定数 20人	規則により上乘せ 【活動】計算式 農業委員・推進委員として在職した月数×6,000円×活動日数による係数 ※農業委員の月数(7～翌年3月)9月, 推進委員の月数(8～翌年3月)8月 ※係数は活動日数の量に応じて, 「1.2」, 「1.0」及び「0.8」の3段階 【成果】 全委員で均等配分。ただし, 農業委員と推進委員では委員としての在職月数が違うので, 期間率を反映させた。
結城市	会長40,000円 代理37,000円 委員34,000円 委員定数 20人	会長40,000円 代理37,000円 委員34,000円 推進委員17,000円 委員定数 16人 推進委員定数 11人	規則は定めていない 新体制報酬総額－旧体制報酬総額＝差額・・・① (最適化交付金－①)÷12月÷27人＝加算額単価・・・② ②×委員ごとに加算額受給対象委員であった月数＝加算額(年度末に支払いました)
下妻市	会長53,800円 代理48,200円 委員44,800円 委員定数 25人	会長53,800円 代理48,200円 委員44,800円 推進委員22,400円 委員定数 19人 推進委員定数 11人	上乘せ方法記載なし
北茨城市	会長50,000円 代理48,000円 委員44,000円 委員定数 20人	会長50,000円 代理48,000円 委員44,000円 推進委員35,000円 委員定数 14人 推進委員定数 10人	規則により上乘せ 1日以上活動した委員は, 6,000円を上乘せ配分(活動実績のみ交付)
五霞町	会長37,400円 代理33,000円 委員31,400円 委員定数 17人	会長44,200円 代理39,000円 委員37,100円 推進委員18,500円 委員定数 12人 推進委員定数 9人	活動内容に関わらず, 全委員に均等に配分
ひたちなか市	会長60,000円 代理50,000円 委員45,000円 委員定数 25人	会長60,000円 代理50,000円 委員45,000円 推進委員40,000円 委員定数 19人 推進委員定数 18人	規則により上乘せ 農業委員及び最適化推進委員の人数増に伴う基本報酬の不足分に最適化交付金から充当し, 交付金の残額の範囲内で, 活動・成果報酬を上乘せします。

報酬改定額と上乘せ方法（県内他市状況）

自治体名	改定前 基本報酬額	改定後基本報酬額	上乘せ方法
城里町	会長30,000円 代理28,000円 委員27,000円 委員定数 21人	会長35,000円 代理33,000円 委員30,000円 推進委員25,000円 委員定数 14人 推進委員定数 16人	規則は定めていない 詳細については、記載なし
坂東市	会長55,000円 代理48,000円 委員46,000円 委員定数 26人	会長51,000円 代理44,000円 委員42,000円 推進委員37,000円 委員定数 15人 推進委員定数 15人	規則は定めていない 活動内容に関わらず、全委員に均等に 配分（予定）
筑西市	会長45,000円 代理42,000円 委員40,000円 委員定数 32人	会長45,000円 代理42,000円 委員40,000円 推進委員28,000円 委員定数 24人 推進委員定数 20人	規則は定めていない 活動内容に関わらず、全委員に均等に 配分
かすみがうら市	会長52,000円 代理51,500円 委員51,000円 委員定数 20人	会長46,000円 代理45,500円 委員45,000円 推進委員35,000円 委員定数 15人 推進委員定数 11人	規則により上乘せ 【活動】月1日以上活動した委員は、 6,000円を上乘せ配分（活動日数に応じ て差をつけた区分により支給） 【成果】活動実態に応じて配分（活動日 数に応じて差をつけた区分により支給）
つくば市	会長74,000円 代理63,000円 委員57,000円 委員定数 29人	会長74,000円 代理63,000円 委員57,000円 推進委員24,000円 委員定数 24人 推進委員定数 28人	規則により上乘せ 【活動】農地利用最適化活動を行った 場合に、1日あたり6,000円を上限額とし て配分する。総額の上限額は、対象年 度において委員が在任している月数に 6,000円をかけた額とする。 【成果】法務課と協議中のため、詳細は まだ未定。

※ 平成30年5月までに新制度に移行した県内市町村に対しアンケート調査を実施